

当グループへお届け済みの「在留期間」更新についてのお願い

いつも、りそなグループをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、現在お客さまよりお届け済みの在留期間がまもなく満了となります。つきましては、お手数ではございますが下記のお手続き手順に沿って、**在留期間満了日まで**にご来店の上、更新のお手続きをお願い致します。

なお、当該期間満了日までに更新いただけない場合は、「預金規定(※)」に基づき、お取引の全部または一部を制限させていただく場合がございますので、お早めのお手続きをお願い申し上げます。

※行き違いにより既にお手続きを終了いただいている場合はどうぞご容赦ください。

※複数の支店とお取引がある場合、重複して同様の郵便が届く場合があります。

記

■お手続き手順

- (1)同封の「在留期間等に関する届出書」に必要事項をご記入ください。
- (2)お取引店またはお近くのりそなグループの支店にご来店いただき、書類提出等の所定のお手続きをお願いいたします。(ご予約が必要な場合もあります。)

【ご来店時にお持ちいただくもの】

①「通帳」または「キャッシュカード」	
②「在留期間等に関する届出書」	
③本人確認書類(以下ア.～ウ.)のいずれか	
ア. 在留カードを更新された方	在留期間 更新後 の「在留カード」
イ. 「在留カード」を更新せず 帰国予定 の方	現在お持ちの「在留カード」
ウ. 日本国籍を取得(帰化)された方	日本国籍を取得(帰化)されたことがわかる書類(戸籍謄本、日本国のパスポートなど)

※ ご不明な点はお取引店、または下記ホームページ・コールセンターまでお問合せください。

以上

※《ご参考;普通預金規定(抜粋)》

11. (取引の制限等)(2)

日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

・ **ご不明点等は、ホームページのFAQをご覧ください。**

https://www.resona-gr.co.jp/resonagr/aml/efforts_guideline.html#04



<本件にかかるお問合せ先>りそなグループ 在留期間お届けコールセンター

0120-80-5575 受付時間 平日 9:00～17:00 (土日祝日・12月31日～1月3日を除く)